

福井市職員の懲戒処分等の公表に関する基準

(目的)

第1 この基準は、本市職員に対して行った地方公務員法に基づく懲戒処分等についての公表基準を定めることにより、市政運営の透明性を高め、市民の市政に対する信頼の確保に寄与することを目的とする。

(公表の対象)

第2 次のいずれかに該当する処分を行った場合は、公表する。

- (1) 地方公務員法第29条に基づく懲戒処分（免職、停職、減給又は戒告）
- (2) 前号の懲戒処分事案に関連して行われる管理監督処分（懲戒処分以外の訓告・嚴重注意を含む）

(公表内容)

第3 公表する内容は、被処分者個人が識別されない内容とすることを原則として次に掲げる事項とする。

- (1) 被処分者の所属名又は部局名
- (2) 被処分者の役職名、補職名等
- (3) 被処分者の年代
- (4) 被処分者の入庁年月日
- (5) 事案の概要
- (6) 処分年月日
- (7) 処分内容

なお、重大な法令違反や非行の場合で、社会的な影響が大きい事案及び市政に対する信頼を著しく損ねた事案並びに関係機関から先に被処分者の氏名等が公表されている事案については、氏名、年齢等を公表するものとする。

(公表の例外)

第4 被害者が事件の公表を望まない場合等、被害者等のプライバシーその他の権利利益を保護するためにやむを得ない場合は、第3に掲げる事項の全部又は一部を公表しないことができる。

(公表の時期)

第5 公表は、懲戒処分を行った後、速やかに行うものとする。

(公表の方法)

第6 公表は、事案の内容及び処分内容に応じて記者発表又は報道機関への資料提供により行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成29年4月28日から施行する。

(適用)

- 2 第2の規定は、この基準の施行の日以後に行う懲戒処分について適用する。